令和８年度　第１回四街道市指定管理者選定評価委員会
（文化・コミュニティ施設等合議体）会議概要

開催日時　　令和８年８月５日（水）１３：２５～１６：４８
開催場所　　四街道市役所　本館　１号棟　４階　会議室
出席委員　　田中委員（会長）、須藤委員（副会長）、益子委員、安孫子委員、工藤委員
欠席委員　　なし
事務局　　契　約　課：島津課長、岩渕係長、小林主任主事、深澤主事
説明者　　社会教育課：大坂係長、柳田主任主事、菅井主事
　　みんなで課：森田課長、太田係長、高槻主任主事
　　環境政策課：小貝課長、常世田課長補佐、月田係長、岡田主任主事
　　管　財　課：末次課長、秋山課長補佐、林係長、貝沼主事
開催形態　　公開
傍聴者　　０人

会議概要
１　開会
２　会長あいさつ
３　諮問
４　市長あいさつ
５　職員紹介
６　議事録署名人の選出（須藤委員、益子委員を選出）
７　議題
　令和７年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価
　①　四街道市立公民館
　②　四街道市鹿放ケ丘ふれあいセンター
　③　四街道市営霊園
　④　四街道市文化センター
８　答申
９　その他
10　閉会

【議題　令和７年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価】
①　<u>四街道市立公民館</u>
社会教育課：（資料説明）
須 藤 委 員：旭公民館が休館をしていたのはいつからいつまでか。
社会教育課：令和５年７月１日から令和６年８月 31 日まで。
須 藤 委 員：四街道公民館と千代田公民館と旭公民館、それぞれ別々に指定管理者の契約を

結んでいるのか、それとも３つ合わせて契約を結んでいるのか。

社会教育課：３つ合わせて、四街道市立公民館として契約を行っている。

田 中 会 長：評価はオールＢ、全部良好なのか。

社会教育課：判定基準のところに、「Ｂ…協定書等の基準に照らしてその水準通りである」ということになっているため、Ａ評価になるということはこの水準を上回ることになる。例えば予定をしていなかった主催講座が大きく増えたとか、そういったことがない限り、基本的にはＢ評価になってしまうのが実情。

田 中 会 長：総合評価でＢはいいと思うが、指定管理者がＢにしたから、施設所管課もＢ評価にしたのかというふうに見える。指定管理者はＢからＡにしようという努力は行っているのか。

社会教育課：公共施設となるため、社会教育課としても協定書や仕様書に結構細かく厳しく記載している。その上で水準を上回るＡ評価をつけるということになると、非常に難しい状況である。各公民館では、限られた予算の中で工夫を凝らし、折り紙を使って季節感の演出や、七夕の時期には利用者の方々が短冊を書けるよう笹を設置するなどの取り組みをしている。これらの活動が直接的にＡ評価になるというわけではないが、指定管理者で工夫を行い努力していると考えている。

田 中 会 長：指定管理者はＢからＡにしようと努力はしているということか。しかし指定管理者も自己評価をＢとつけている。

社会教育課：勿論我々から「Ａ評価にするのはやめてほしい」という話はしていない。

田 中 会 長：指定管理者がＡ評価をつけていて施設所管課がＢ評価をつけているのはわかるが、初めからＢ評価でいいやというふうにも見える。

社会教育課：評価判定基準がＡＢＣという３段階しかないため、市民からみても、協定書や仕様書の水準を上回る以上のことをしていないため、Ａ評価とすることは難しいと考えている。

須 藤 委 員：関連している指定管理者の評価表しか見ていないため、この辺りの書き方について不明だが。

社会教育課：毎月の報告書以外にも適宜連絡を取りながら、講座の開催や内容の難易度、申し込みの人数によって調整を行っている。講座の開催が難しかったものに対してはその場で改善しているが、なかなかそれ以外に追加の講座を行うところまではできていない。ただ、決められた主催講座数や、高齢者向けや親子向けの講座がなくなることがないよう、双方でできる限りの調整はしており基準通りのものはクリアできていると判断しＢの評価をしている。

須 藤 委 員：177 ページからのモニタリングチェックシートは、３つの公民館が一緒になっているのか。

社会教育課：各々の公民館でシートがある。

須 藤 委 員：そうなると、３つの公民館で指定管理契約を結んでいるが、評価としては１つ

1つの公民館をみて行うということか。

社会教育課：利用状況や休館の期間など、総括して評価するよりもその公民館の状況に応じて評価ができるように、それぞれ確認を行っている。

須藤委員：公民館の指定管理者としての取り組みというのは、これまでは一定の努力が見られたが、千代田公民館事業報告書の令和7年度の評価が私としては非常に受け止めづらい。例えば112ページ目「1.施設の効率的な運営に向けた取り組み」2行目「利用率の向上に向けた様々な試みは重要であると考えるが、利用者のニーズに少しでも対応できるように」と記載があるが、本音は利用率の向上に向けた様々な試みは重要であると考えていない。この記載だと、それはさて置いてという意味になる。社会教育課からは利用率向上に努めるよう言われているが、そんなことはともかくとして、公民館側はこれをやりたいと言っているように読める。実際は一生懸命行っているのに、この文章表現は残念だ。旭公民館の事業報告書169ページ目にもこの記載はある。そうは言っても、いろいろと環境が変化しているから、そんなことを言っていられないと言っているに近い。それから169ページ目「2.利用状況の分析と利用率向上に対する取り組み」に「今後の課題としては、選挙がなくても増員となれるよう」という記載と、「また、主催講座や行政などの分野でも増員に繋ぐものを考慮していなければならない」という記載があるが、指定管理者が行政側でも増員に繋がるものを考えてくれないと困ると物申している。少し気になる文言が散見される。ただ、トータルではよくやっていると思う。

社会教育課：記載方法については、一括で指定管理契約を行っているため、評価の際にわかりやすいよう3つの公民館と調整を図り、統一した書き方になるよう今後変更していく。

田中会長：3つの公民館をそれぞれ評価している一方で、委員側はどう評価を行うのか。3つの評価を合わせて指定管理者評価表の作成を行うのか。

事　務　局：四街道市立公民館として1つの評価を行う。

田中会長：たまたま今回は全部オールB評価だったが、AとCが両方あったとしても1つの評価なのか。評価審査資料は施設ごとに評価を行い、委員側の評価はその事業者を評価するということか。

事　務　局：指定管理者としての評価を行う。

田中会長：委員側は評価審査資料を見て評価を行うしかない。評価審査資料と指定管理者評価表は一致していないのに、どう評価を行うのか。

事　務　局：あくまで四街道市立公民館は3つあるが、指定管理者としては1つの契約となるため1つとして評価を行う。

須藤委員：3つの公民館から報告が上がってきているが、1つの四街道市立公民館として評価するとなると、例えば四街道公民館はいいが別の公民館はだめとなった時にこの評価はどうするのか、わかりづらいところがある。この報告書の1つ1

つの評価の前に 3 つの公民館の全体評価のような表があれば問題は解決するのではないか。

田 中 会 長：委員側が評価を行うにしても、施設所管課の評価をこの通りの案として見るしかないと思う。評価審査資料と指定管理者評価表が違うとわからない。何を見ればいいのか。

事　務　局：3 つの公民館の評価がそれぞれ出てきているため、今後は最終的に 3 つの公民館を合わせた総合評価をまず四街道市地域振興財団に提出してもらうよう検討を行うが、今回に関しては 3 つの公民館から上がってきた評価をもとに、1 つの評価を取りまとめて提出していただきたい。

②四街道市鹿放ケ丘ふれあいセンター

みんなで課：（資料説明）

田 中 会 長：利用者は増えているのに収入が増えていないのはなぜか。

みんなで課：4 ページ目の評価資料 2「市の収入」というところで、施設使用料（会議室等）と施設使用料（陶芸窯）が施設の使用料となっている。その 2 つについては、昨年度に比べ増加している。

田 中 会 長：4 ページ目の評価資料 2「収入の部」の消費税増税分とはなにか。

みんなで課：8%から 10%の消費税増税時に項目としていれていたものではないかと推察するが、削除でお願いしたい。

田 中 会 長：消費税は徴収しているのか。

みんなで課：徴収していない。

須 藤 委 員：6 ページ目評価資料 3（4）経営努力で、施設所管課の総括評価が「利用促進につながる最善の対応を行った。」とあるがＢ評価となっている。Ａ評価ではないのか。

みんなで課：協定書の範囲内で最善の対応を行ったという意味合いになる。

須 藤 委 員：7 ページ目評価資料 3 総合評価の指定管理者の評価で、歴史民俗資料室のことが記載されている。鹿放ケ丘の特性であり、小学校の学習会や色々なことを行っていると記載されているが、28 ページ目事業報告書（2）ふれあいセンター活動記録・協力事業他を見ると見学に来ているのは旭小学校と大日小学校の 2 校。それから 51 ページ目業務計画書「2 利用率の向上について」では歴史民俗資料室については、市内小学校の見学が増加していると記載があるが、実際は 2 校。四街道の鹿放ケ丘の特性としての施設として存在しているのであれば、もっと多くの小学校に来てもらうための仕掛けがあってもいいのではないか。教育委員会と地域振興財団がより連携を図ってほしい。

みんなで課：いただいた意見を教育委員会に話を繋げていく。

須 藤 委 員：歴史民俗資料室はいい施設でいい資料もある。あそこにしかないものなので、有効活用してほしい。トータルでいうと、鹿放ケ丘ふれあいセンターはよくや

っていると思う。

③四街道市営霊園

環境政策課：(資料説明)

須 藤 委 員：13 ページ目事業報告書「令和 7 年度 市営霊園に係る経費の収支状況」と 30 ページ目業務計画書「令和 7 年度予算書 四街道市営霊園の管理」を比べると、2 支出の部 (2) 需用費の①消耗品に差がある。この差はなにか。

環境政策課：決算書に「被服等」と追記されており、新たに採用した者であれば、その者に貸与する作業着を購入したものと思われる。

須 藤 委 員：被服は貸与なのか。

環境政策課：貸与という形で使ってもらっている。

須 藤 委 員：市営霊園に関しては利用者が多いとか少ないとかの話ではないため、それよりも大事なのは公衆衛生だとか、7 ページ目評価資料 3「利用促進に関する総括評価」に記載されている「霊園利用者の心情に配慮し」という、まさにこの言葉だろうなと思う。私としてはよくやっているという印象。

田 中 会 長：5 ページ目評価資料 2 収支状況過年度比較表のなかで、人件費が少し上がっているが、指定管理料の中で人件費増は考慮していないのか。

環境政策課：令和 8 年度から新たな積算をする上でも、人件費というのは当然上がってくる想定で積算している。そのため、積算する上では各年度、指定管理料はバラバラでだんだん右肩上がりの積算をしているが、合計額を契約年数 5 年で割って、均等でお支払いしている。

田 中 会 長：働いてくれる人はどのように募集しているのか。

環境政策課：市は内黒田区と指定管理契約を結んでおり、実情としては内黒田区在住の方で対応している。一時期働く人が不足しているという話があった。今はまだ人材の確保ができているが、いずれまたそういう話が出てくる可能性がある。働く人を内黒田区の住民と定めているわけではないため、そこは内黒田区の考えを聞きながら進めていく。

須 藤 委 員：人件費が令和 6 年度 12,769,010 円、令和 7 年度 13,615,040 円となっている。差額は勤務人数や勤務時間によるものか。

環境政策課：令和 6 年度に関しては、管理棟で働く人数は仕様で定められており、実際外で作業する職員で差が出ている。令和 6 年度に働き手が少なく負担が大きいと話があったが、令和 7 年度はそういった話を聞かなかったため、その分の差だと思われる。

④四街道市文化センター

管　財　課：(資料説明)

須 藤 委 員：11 ページ目評価資料 3「令和 7 年度四街道市文化センター利用状況過年度比

較表（大ホール）」とあるが間違いないか。

事　務　局：「令和７年度四街道市文化センターに係る指定管理業務の執行状況」が正しい資料名称となる。

田 中 会 長：8 ページ目評価資料 2 利用状況過年度比較表の収入の部「補填額」とはなにか。

管　財　課：令和２年度及び令和３年度のコロナ禍において文化センターの臨時休館が生じたため補填を行った。

田 中 会 長：どこに対して誰が補填を行ったのか。

管　財　課：利用料が入らなかったため、市が指定管理者に対し補填を行った。

田 中 会 長：支出の部「租税公課」とはなにか。

管　財　課：デジタル簡易無線の登録、いわゆるトランシーバーの登録料を総務省に支払っている。全部で 7 台あり、5 年ごとに再登録を行っている。買った年度によって 5 年ごとの周期が違うことから、年度がずれており無い年もある。

田 中 会 長：16 ページ目評価資料 3 経理状況に関する総括評価での施設所管課記載の「監査報告書、その他の資料」とあるが、その他の資料とはなにか。

管　財　課：施設の点検結果報告や不備がないかなど、月次報告を受けており、その資料を確認している。

田 中 会 長：監査報告書は 1 枚のみかと思うが、その内容を確認して特に問題に当たらないと判断しているのか。監査は誰が行っているのか。

管　財　課：監事 2 名が行っている。

田 中 会 長：監事はどういった方なのか。

管　財　課：1 人は当市の財政課長である。

須 藤 委 員：24 ページ目事業報告書 2-1 大ホール時間区分別利用件数において、利用可能件数 969 件に対し利用延べ件数 440 件で延べ利用率が 45.4%となっているが、これは稼働率ではないか。また、29 ページ目 4-1　2 階会議室時間区分別利用件数、これも延べ利用率が稼働率だと思う。この表だけ見ると、稼働率 95.1%となっているが、実際は 26.9%が稼働率となる。平たく言うと 2 階の部屋のうち、どこかの時間帯で 1 部屋でも使っていれば稼働率として数字がでてしまう。逆に言うと、開館日数 345 日から利用日数 328 日を引いた 17 日というのは、この日は 2 階に 1 日中誰もいないということになる。どこまで指定管理者の許容範囲かという問題もでてくるが、例えば割引価格やグランドピアノの練習を行う個人、演劇などの稽古に貸すなど、稼働率を上げるための工夫があってもいいのではないか。あんなにいい施設が空きっぱなしになっているのはもったいない。33 ページ目の 3 階会議室も同様。ただ疑問なのが、3 階と 2 階で開館日数が違う。どうしてなのか。

管　財　課：施設が老朽化しているため、空調機の修繕など使えない日があった。

須 藤 委 員：前回のとおりやっているのかもしれないが、この稼働率の出し方には違和感があるため一度考えてほしい。また、41 ページ目参考資料の大ホールのみ土日祝

祭日稼働率・利用率の表で、稼働率 83.8%はわかるが、利用率が 120%や 110%と 100%超える数字が出ている。この数字を出す意味があるのか。わかりづらいというか、よくわからない数字の出し方をしている。現在休館していて、工事期間中は指定管理者との契約はどのようになるのか。

管　財　課：現在の契約は工事が始まる前のものになるため、工事前に文化センター内の物品移動など様々な業務があった。今後内容について協議する予定。

須藤委員：人件費は外せないが、結構休館期間は長い。

管　財　課：休館中でも職員は工事に向けての準備を行っているため、人件費がかかっている。

須藤委員：休館期間中は利用料金収入がないが、補填という扱いになるのか。

管　財　課：今後指定管理者と協議し進めていく。

田中会長：でも工事はもう始まっているのではないか。

管　財　課：休館はしているが、工事はまだ始まっていない。

田中会長：休館は今年度だけなのか。

管　財　課：工事期間は順調にいって 2 年間を見込んでおり、来年度も休館する予定となる。それに加えて準備の期間が入るため休館はもう少し長くなる。

田中会長：工事期間中も指定管理者は指定するのか。

管　財　課：5 年契約となっているため、令和 10 年度までの契約となる。

全施設の令和７年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申（案）

①四街道市立公民館

原案のとおり決定。

②四街道市鹿放ケ丘ふれあいセンター

原案のとおり決定。

③四街道市営霊園

原案のとおり決定。

④四街道市文化センター

原案のとおり決定。

答申後、閉会